

神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償請求事件
国側当事者・国
令和元年10月11日棄却・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	河井 克行
同指定代理人	萩野 卓巳
同	東 正幸
同	市谷 諭史
同	岡崎 年晴
同	藤田 幸
同	中川 友和
同	花谷 愛華

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

被告は、原告に対し、411万9610円を支払え。

第2 事案の概要等

原告は、神戸税務署長から、外国為替証拠金取引の雑所得がある旨指摘されたため、これを踏まえた内容の平成22年分の所得税の確定申告をしたが、その納付すべき所得税額の一部を滞納した。

本件は、原告が、神戸税務署長には適時に質問検査を実施しなかった違法があり、これが適時に実施されていれば、同年分の所得税を納付できたはずであるのに、質問検査が実施された時点ではこれを支払うに足りる資力を喪失していたために一部を滞納することとなった旨主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項による損害賠償請求権に基づき、411万9610円(上記滞納額相当額)の支払を求める事案である。

- 1 前提事実(争いのない事実のほかは、各項に掲記した証拠及び弁論の全趣旨によって認めることができる。)
 - (1) 原告は、平成20年から平成23年まで、株式会社Aを取扱業者とする外国為替証拠金取引(以下「FX取引」という。)を行い、その各年の損益は下記のとおりであった(甲2[枝番を含む。以下同じ])。

記

平成20年分 17万4384円の損
平成21年分 285万8539円の益
平成22年分 3008万0856円の益
平成23年分 1322万4378円の損

- (2) 原告は、平成22年分の所得税について、法定申告期限（平成23年3月15日）までに確定申告をしなかった（乙1）。
- (3) 神戸税務署職員は、平成24年4月24日に原告の所得税に関する調査を試みたが原告が不在であったため、同年5月1日、原告に対する質問を行った（甲3）。
- (4) 原告は、税務調査の結果を踏まえ、平成24年5月23日、神戸税務署長に対し、以下の内容の平成22年分の確定申告書を提出した（甲1、乙1）。

記

所得金額 合計3196万4456円
 (内訳) 給与所得金額 188万3600円
 雑所得 3008万0856円
納付すべき平成22年分所得税額 963万5400円

- (5) 原告は、平成24年6月13日までに、株式会社Aに開設された原告の取引口座から、残高551万5797円のうち551万5790円を出金した（甲2の5）。
- 原告は、平成24年6月13日、平成22年分所得税（本税）につき551万5790円を納付したが、同日時点でなお411万9610円が未納であった（乙2）。
- (6) 原告は、平成31年2月20日、本件訴訟を提起した。

2 争点及び当事者の主張

- (1) 質問検査を平成24年4月24日まで実施しなかったことが国家賠償法上違法であると認められるか否か

【原告の主張】

F X取引では口座残高が取引上の担保として機能するため、原告は、その口座から出金しない限り取引上の利益が所得に当たるとはないと認識していた。

他方、先物取引業者には差金等決済の支払調書を被告に提出する義務（所得税法〔平成23年法律第114号による改正前のもの。以下同じ。〕224条の5第1項、225条1項13号）があるから、神戸税務署長は原告のF X取引の利益を把握していた。また、法定申告期限内に申告をしていない者を特定することは、2か月間もあれば可能と考えられる。

神戸税務署長は、国家公務員法96条及び98条により、全力を挙げて適時に質問検査を行うべき職務上の注意義務があるのにこれを怠り、原告の平成22年分所得税について、平成23年3月16日以降平成24年4月24日に至るまでの間質問検査を行わなかった。

よって、上記質問検査権の不行使は、国家賠償法上違法である。

【被告の主張】

ア 所得税法234条1項による質問検査権は、適正公平な課税の実現のために認められているものであり、個別の納税者の便宜を図ることを目的とするものではない。

よって、質問検査権の行使により納税者が何らかの利益を受けることがあったとしても、それは反射的にもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益ではな

い。したがって、税務署長が所得税法234条1項に基づいて、個別の国民に対する職務上の法的義務を負担しているとは認められない。

イ 以上の点を措いたとしても、税務署長は質問検査に関して義務を負うものではなく、これを実施するか否か及びその時期等については税務署長の合理的裁量に委ねられていると解され、本件でその裁量を逸脱したような事情はない。

ウ よって、質問検査権の不行使について国家賠償法上の違法はない。

(2) 損害及び因果関係

【原告の主張】

仮に神戸税務署長が適時に質問検査を実施していれば、原告は、その時点で平成22年分所得税を納付するに足る資力を有していた。

しかし、質問検査が平成24年4月24日まで遅れ、原告は、その頃には平成22年分所得税を全額納付する資力を喪失していたため、その一部を納付できなかった。

よって、原告は、被告の違法行為によって、平成22年分所得税のうち当時納付できなかった411万9610円相当額の損害を被ったというべきである。

【被告の主張】

否認する。所得税は申告納税方式がとられており、その税額は納税者の申告により確定するところ、原告は、平成22年分のFX取引の利益が課税対象であることや、原告がこれを申告すべきことを認識し得た。

よって、原告が平成22年分所得税を支払うに足る資力を喪失する前に税額が確定しなかったのは、原告が法定申告期限までに確定申告をしなかったからにすぎず、質問検査権不行使と損害との間には因果関係がない。

(3) 消滅時効の成否

【被告の主張】

原告は、遅くとも平成24年6月13日の時点で本件の損害及び加害者を知り、同日から3年が経過した。

被告は、令和元年5月29日、本件第2回口頭弁論期日において、上記消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

よって、原告の請求債権は、時効により消滅した。

【原告の主張】

否認する。原告は、平成24年に、平成22年分の確定申告につき更正処分を命ずることを求める訴えを提起していたから、その訴訟が終わった平成31年2月まで損害の発生を認識していなかった。よって、消滅時効期間は経過していない。

第3 当裁判所の判断

- 1 国家賠償法1条1項における違法とは、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいうものと解すべきである（最高裁判所昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁参照）から、原告が主張する質問検査に係る義務も、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務である必要がある。

しかしながら、所得税法234条1項に基づく質問検査は、適正公平な課税の実現という公益目的のための制度であり、その趣旨を超えて、質問検査により個々の納税者に早期に納税する機会を保障することなどを制度の直接的な目的とするものとは解し難い。

そうすると、質問検査権の行使を受けて納税者が自主的に納税する機会を得られることなどがあつたとしても、それは、適正公平な課税の実現のために行われる質問検査権の行使によつてもたらされる事実上の利益にすぎず、法律上保護された利益とはいえない。

したがって、神戸税務署長が、質問検査をしなかった場面において、所得税法234条1項に基づいて、個別の国民に対する職務上の法的義務（早期に質問検査を行うべき義務）を負担すると認めることはできない。なお、国家公務員法96条及び98条は国家公務員の服務に関する規定であり、これらに基づいて神戸税務署長が個別の国民に対する上記法的義務を負うともいえない。

- 2 上記の点を措くとしても、税務調査を実施する必要性が認められた場合に、原告に対する質問検査を実施するか否か及びその時期等については税務署長の合理的裁量に委ねられていると解されるのであつて、本件ではその裁量を逸脱したような事情を認めることもできない。
- 3 以上によれば、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判官 武村 重樹